

ホームページ バナー広告掲載取り扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（以下、本会という）のホームページに掲載するバナー広告の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載する広告は、本会ホームページの公共性を損なう恐れのないもので、次の各号を全て満たす事業所、施設及び企業等から申請されたものとする。

- (1) 社会福祉法人、財団法人、NPO、株式会社等で、高齢者保健・福祉、障がい者福祉、児童福祉等社会福祉に関するサービスを提供するもの
- (2) 各種法令を遵守し、適切な運営を行っているもの
- (3) 原則として厚木市内に事業所等を有するもの

2 次に該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 政治活動、宗教的活動などに係ると認められるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 風俗営業に関するもの
- (4) 意見広告に関するもの
- (5) 商品先物取引業、安売り宣伝の類で、著しく営利性の強いもの
- (6) 責任の所在が不明確なもの
- (7) 内容が不明確、あるいは虚偽または誤認される恐れのあるもの
- (8) 事実でないのに本会が商品やサービスを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (9) その他、本会が適当でないと認めたもの

(掲載の位置)

第3条 トップページ下段とし、位置は本会が指定する。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間については12ヵ月とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格については次のとおりとする。

- (1) 広告のサイズは、縦60ピクセル×横240ピクセルとする。
- (2) 形式はGIF、JPEG、PNGで、アニメーションやロールオーバーなど画像が変化するものは不可とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、掲載1回（12ヵ月）1枠につき60,000円とする。ただし、広告掲載の前年度において本会法人賛助会員の会費を納入されている場合、その金額分を割り引くものとする。

(広告掲載料の請求及び支払期限)

第7条 広告主は、広告掲載料を掲載の10日前までに原則として一括前払いするものとする。なお、正当な理由なく広告料の支払いが遅れた場合は、入金の確認ができるまで広告の掲載をしない。

(広告料の返還)

第8条 広告料は返還しない。ただし、広告主の責に帰しない理由により、広告の掲載を取り消したときはこの限りではない。

2 前項の規定により返還する広告料は、納付済み額から掲載した月の月額を差し引いた総額とする。

(広告の作成及び広告主の責任)

第9条 広告原稿は広告主が作成し、本会が指定する期日までに提出するものとする。

(1) 提出された広告の内容及びデザインについては、本会ホームページの信用性及び信頼性を失う事の無いよう、本会が確認し、必要であれば広告主に修正を依頼することができるものとする。

(2) 広告主は、広告内容にかかる一切の責任を負う。

(申込み)

第10条 広告掲載を希望する広告主は、ホームページバナー広告掲載申込書を掲載希望日の30日前までに本会に提出し、申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第11条 掲載の可否及び条件等については、広告主に通知する。

2 掲載可能な枠数を超えて申し込みがあった場合は、次の順位により決定する。

- ①本会の一般会員、賛助会員である広告主の広告
- ②本会の目的を達成するために協力関係にある広告主の広告
- ③広告掲載の申込み日が早い広告主の広告

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本会ホームページのバナー広告掲載に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。